

被災した森林の復旧や被害木の伐採をしてほしい

被災した森林の早期復旧や、治山施設の設置等の実施を支援します。

1. 支援の内容

- (1) 被害木の伐採・搬出や植栽等（森林災害復旧事業・森林整備事業）
- (2) 荒廃山地等の復旧・整備（治山事業）
- (3) 分収造林契約に基づく森林の造成（水源林造成事業）

2. 対策事業と県等の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
被害木の伐採・搬出や植栽等	森林災害復旧事業により、被災森林における被害木の伐採・搬出や植栽等を支援。 （事業実施主体：都道府県、市町村等）	国 : 5/10 県 等：県と市町村等による負担	林野庁整備課 TEL：03-6744-2304
	森林整備事業により、被災森林における被害木の伐採・搬出や植栽等を支援。 （事業実施主体：都道府県、市町村、森林組合、森林所有者等）	国 : 3/10 県 等：県と市町村による負担 所有者等：100%－（国の負担＋県等の負担）	林野庁整備課 造林間伐対策室 TEL：03-3502-8065
荒廃山地等の復旧・整備	治山事業により、荒廃山地等の復旧・整備を実施。 （事業実施主体：都道府県）	国 : 1/2 県 : 1/2 ※災害復旧等事業の場合 国：2/3 県：1/3	林野庁治山課 TEL：03-6744-2308
森林の造成	水源林造成事業により、奥地水源林の造成を実施。 （事業実施主体：森林整備センター）	対象：水源かん養保安林、水源かん養の目的を兼備する土砂流出防備保安林もしくは土砂崩壊防備保安林（予定地を含む） 実施方法：森林整備センターと森林所有者、造林者で分収造林契約を締結 分収割合：（センター）5：（所有者）4：（造林者）1	林野庁整備課 TEL：03-3581-1032

被災した森林の復旧のため、森林所有者との合意形成や森林の集約化をしたい

森林所有者との合意形成及び森林の集約化について、以下の支援を受けることが可能です。

1. 支援の内容

被災した森林の復旧やその後の森林の適切な経営管理を進めていくためには、森林所有者との合意形成が必要です。このため、林業経営体、市町村等の地域の関係者の協議による合意形成（地域協議会の運営）、所有者の探索や森林調査、境界明確化、森林経営計画の作成支援など、森林の集約化のための条件整備等に対して支援します。

2. 対策事業と負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
合意形成等	森林の集約化モデル地域実証事業 により、森林の集約化推進及び集約化のための所有者探索や境界明確化、地域の関係者間の合意形成などの条件整備等を支援。 （事業実施主体：林業経営体、市町村等で構成される地域協議会）	国：定額（集約化の推進及び集約化のための条件整備に係る人件費や旅費、委託料等） 1/2（備品及び資機材購入） 地域協議会：100%－（国の負担）	林野庁 森林利用課 TEL：03-6744-2126
合意形成等	森林整備地域活動支援対策 により、森林経営計画作成や境界明確化等に必要となる森林調査や境界測量、所有者との合意形成等の活動を支援。 （事業実施主体：市町村、林業経営体等）	国：定額（※） 県等：県と市町村による上乗せがある場合、国の負担（※）と同額まで負担可能 林業経営体等：100%－（国の負担（※）＋県等の負担） 〔※ 岩手県の場合は、森林整備地域活動支援基金として国から交付済（定額）〕	林野庁 森林利用課 TEL：03-6744-2126

被災した森林の早期復旧やその後の森林の育成のために担い手を育成したい

被災した森林の早期復旧やその後の森林の育成に必要な担い手の確保・育成のために以下の支援を受けられます。

1. 支援の内容

被災した森林の復旧やその後の森林の適切な経営管理を進めていくためには、林業事業体等における担い手の確保が必要です。このため、新規就業者の技術取得のための研修、現場技能者のキャリアアップ研修等に対して支援します。

2. 対策事業と林業者等の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
担い手確保	「緑の雇用」担い手確保支援事業により、新規就業者が安全で効率的な作業を習得するための体系的な研修、現場を管理し若手の育成を担う現場技能者のキャリアアップ研修等に必要な経費を支援。	R7年度実施機関：全国森林組合連合会 補助率：定額 (FW研修生一人当たり約137万円／年)	林野庁経営課 TEL：03-3502-1629

被災した森林の復旧のため、被災木の利用を進めたい

被災木の木材利用を進めるために加工施設の整備等をする場合以下の支援が受けられます。

1. 支援の内容

被災した森林の復旧を進めていくため、被災木の木材利用に資する木材加工施設やバイオマス利用施設等の整備等を支援します。

2. 対策事業と林業者の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
木材加工施設等の整備	林業・木材産業循環成長対策により、木材加工施設やバイオマス利用施設、ストックヤード等の整備を支援。	国 : 1/2、1/3 県等 : 県と市町村による上乗せがある場合、その負担割合 事業者等 : 100%-(国の負担+県等の負担)	林野庁木材産業課 TEL : 03-6744-2292 林野庁木材利用課 TEL : 03-6744-2297
木材利用の強化	建築用木材供給・利用強化対策により、川上から川下が連携して行う、高付加価値商品の開発やマーケティング等を支援。	国 : 定額	林野庁木材産業課 TEL : 03-6744-2290

被災した高性能林業機械、特用林産振興施設等の撤去・復旧・整備をしてほしい

高性能林業機械、特用林産振興施設等が被災した場合、再建に必要な施設等の復旧・整備を支援。
また、被災施設の撤去等の費用も支援を受けることが可能です。

1. 支援の内容

- (1) 被災した高性能林業機械、特用林産振興施設等の復旧・整備（林業・木材産業循環成長対策）
- (2) 上記に付随する被災施設の撤去（林業・木材産業循環成長対策）

2. 対策事業と林業者等の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
被災した高性能林業機械、特用林産振興施設等の復旧・整備等	林業・木材産業循環成長対策により、被災した高性能林業機械や特用林産振興施設等の撤去・復旧・整備及びきのこ生産資材の導入を支援。 このほか、木材加工流通施設、木質バイオマス利用促進施設、木造公共建築物、コンテナ苗生産基盤施設等も支援対象	国 : 1/2 県等 : 県と市町村による上乘せがある場合、その負担割合 林業者等 : 100%-(国の負担+県等の負担) ・高性能林業機械は、1事業費、おおむね500万円以上、 ・特用林産振興施設は、1事業費、おおむね100万円以上、 であれば支援が可能。 (点検及び修理のみを行う場合は事業費の下限なし) (生産資材の導入は事業費の下限なし)	(高性能林業機械) 林野庁経営課 TEL : 03-3502-8055 (特用林産振興施設) 林野庁経営課 TEL : 03-3502-8059

運転資金や施設復旧のための資金を調達したい

運転資金等調達のための資金融資等については、以下の制度による支援を受けることが可能です。

1. 支援の内容

- (1) 資金の融資（農林漁業セーフティネット資金、農林漁業施設資金）
- (2) 災害関連資金の金利負担軽減（林業施設整備等利子助成事業）

2. 対策事業と林業者の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
運転資金の融資	農林漁業セーフティネット資金により、災害により被害を受けた林業者に対し経営の再建に必要な資金を融資。	融資機関：(株)日本政策金融公庫 資金の使いみち：長期運転資金 融資期間：15年以内（うち据置期間3年以内） 融資限度額：一般 600万円 特認※ 年間経営費等の6/12以内 （※簿記記帳を行っており特に必要と認められる場合） 金利：0.95%～1.45%（融資期間による。毎月更新）	（林業関係） 林野庁企画課 TEL：03-3502-8037
設備資金の融資	農林漁業施設資金により、災害により被害を受けた林業者に対し施設、機械の復旧に必要な資金を融資。	融資機関：(株)日本政策金融公庫 資金の使いみち：素材生産施設、特用林産物生産施設、 林産物処理加工施設等 融資期間：15年以内（うち据置期間3年以内） 融資限度額：1施設当たり300万円（特認600万円） または借入者負担額の80%に相当する額のいずれか低い額 金利：0.95%～1.45%（融資期間による。毎月更新）	（林業関係） 林野庁企画課 TEL：03-3502-8037
災害関連資金の金利負担軽減	林業施設整備等利子助成事業により、農林漁業セーフティネット資金等を借り入れる場合の利子を助成。	実施機関：全国木材協同組合連合会 利子助成対象額：上限3億円 助成期間：最長10年間（ただし、償還終了時まで） 助成率：最大2%	（林業関係） 林野庁企画課 TEL：03-3502-8037